



覚 書

衛 産 第 6 4 号

9 — 6

平成9年12月3日

厚生省生活衛生局水道環境部

環境整備課産業廃棄物対策室長 仁井 正夫



農林水産省畜産局

畜産経営課畜産環境対策室長 木下 良智



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令案の閣議決定に際し、厚生省及び農林水産省は、下記のとおり了解する。

1. 家畜のふん尿が有価物である肥料又は農地の土壌改良材等として利用される場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条に規定する産業廃棄物処理基準は適用されないが、家畜ふん尿が有価物となり得ず産業廃棄物として扱われるのであれば産業廃棄物処理基準が適用されること。
2. 厚生省は、1の取扱いについて農林水産省より具体的問題点について連絡を受けた場合には、速やかに状況を確認し、関係者に対して必要な指導を行うこととする。